

各種サンプル調査

記録問題の対応に当っては、全体状況を把握し、それに基づき対策を検討するため、いろいろな事案についてサンプル調査が行われたが、その状況は下表のとおりである。

項目番号	事項	概要	結果	公表時期
1	厚生年金保険被保険者名簿等のサンプル調査	・社会保険事務所が保管してある厚生年金保険の被保険者名簿・原票の記録とオンライン記録についてサンプルを抽出して突合せを実施。	・対象サンプル記録の全件(19,979件)のうち、名簿・原票の記録とオンライン上の記録が一致しないものが277件(1.4%)あった。	平成20年6月
2	国民年金被保険者台帳(特殊合帳分)のサンプル調査の実施	・国民年金の特殊台帳のマイクロフィルム記録とオンライン記録との整合を概観するため、各社会保険事務所から各10件ずつ無作為抽出したデータに基づいて照合を行った。	・対象記録の全件(3,090件)について、①マイクロフィルム記録に対応するオンライン記録がないという事例及び②氏名、生年月日等の本人の特定に関する記載に食い違ひのある事例は、いずれもなかった。 ・収録されている毎月の納付情報(納付・免除の別)の一部について、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致していないものが、4件あった。	平成19年6月
3	国民年金被保険者名簿のサンプル調査	・全国の市町村が保有していた被保険者名簿及びこれに対応するオンライン記録の突合せを実施。(国民年金被保険者名簿の中から、2,159件のサンプルを抽出)	・サンプル調査の対象とした被保険者名簿の全件(2,159件)のうち、被保険者名簿の記録とオンライン上の記録が一致しないものが7件(0.3%)あった。	平成21年12月
4	名寄せ特別便サンプル調査	フォローアップ照会の対象とならなかった方のうち、名寄せ特別便が「訂正なし」又は「未回答」の方(約210万人)について実態を把握するため、3,000件を抽出した。抽出後、対象者のうち減額となるケースを除き、個別に電話、訪問又は文書にて未統合記録の一部の情報(加入制度、加入期間など)を伝え、ご本人の記録であるか否かを確認した。	対象者3,000人のうち、接触できた人数2,262人中 ○本人の記録と確認できた 80人(3.5%) ・受給者 28人 ・加入者 52人 ○本人の記録でない 2,182人(96.5%)	平成23年3月
5	グレー便サンプル調査	厚生年金保険及び船員保険旧台帳の記録(約1,466万件)のうち、基礎年金番号を保有していない方のため、いわゆるグレー便の送付対象とならなかつた記録について、住基ネットとの突合せを行い3情報が一致した記録(約7万件)から無作為に調査対象者を467件抽出した。抽出後、対象者に対し、個別に電話訪問にて旧台帳記録の情報(加入制度、加入期間などを伝え、ご本人の記録であるか否かを確認した。	対象者467人のうち、接觸できた人数315人中 ○本人の記録と確認できた 247人(79%) ・受給に結びつく可能性がある 83人(26%) ○受給に結びつかない 164人(53%) ○本人の記録でない 66人(21%)	平成23年3月
6	オンライン記録上25年の受給資格期間を満たしていない方に係るサンプル調査	保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年に満たない方(70歳未満の方については、今後、保険料を納付することができる70歳までの期間について、納付を行っても25年に満たない方)であって、平成21年4月1日時点で62歳以上の方1,628人を対象に実態調査を行った。	対象者1,628人のうち、聴取できた人数685人中 ○受給資格期間を満たしていない方 94人(13.7%) ○受給資格期間を満たしていない方 591人(86.3%)	平成21年7月

7 ていながら請求を行っていない方によるサンプル調査	対象者2,338人中、 ○老齢基礎年金の支給開始年齢に達していない方 (46.5%) ○年金を受けている方 (19.2%) ○死亡していることが確認された方 (4.2%) ○70歳までの期間を納付すれば受給資格期間を満たす方 (10.0%) ○上記のほか、年金の受給資格期間を満たすにもかかわらず、470人 (20.1%)	1,088人 448人 99人 平成21年12月
8 70歳までの保険料納付により受給資格期間を満たす方に係るサンプル調査	・脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされない厚生年金被保険者期間がある記録について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。(該当記録約19万件から2000件のサンプルを抽出)	・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされない厚生年金被保険者期間がある記録について、一定のサンプルを抽出し、本人への聞き取り調査や事業所への調査を行うことにより、実際に脱退手当金が支払われたかどうかや当時の経緯等について確認を行う。(該当記録約19万件から2000件のサンプルを抽出)
9 脱退手当金の計算の基礎とされない被保険者期間がある記録にかかるサンプル調査の実施	・面談調査を行うことができた1,335人のうち、実際には脱退手当金の支給を受けていないとの回答が43人であった。	平成22年7月
10 コンピュータ記録に紐付かなかった紙台帳等の画像データのサンプル調査	○結果(括弧内はサンプル数全体に占める割合) 1. 今回の突合せ業務の対象となる紙台帳1454件(96.9%) (1) 氏名と手帳記号番号、氏名と生年月日等に基づく紐付け作業により紐付け可能な業のあるもの694件(46.3%) (2) 個別の作業により紐付け可能な業があるもの750件(50.0%) (3) 紙台帳に原因があり紐付け困難があるもの10件(0.7%) 2. 今回の突合せ業務の対象とならない紙台帳(学生勤員等健康保険のみの加入記録等) 46件(3.1%)	平成22年7月
11 被保険者の年金記録に係る紙台帳等ヒコンピュータ記録の突合サンプル調査	・突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を確認するとともに、今後の検査を実施。(被保険者について、平成22年10月1日時点で、30歳未満、30歳以上40歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上の年齢区分ごとに合計12,000人を無作為抽出)	平成24年5月
12 厚生年金基金の加入状況に関する記録が国と基金で相違する事案のサンプル調査	・厚生年金基金の加入状況に關する記録が国と基金で相違する事案に分類されるものの件数及び具体的な事案を把握するため、サンプル調査を実施。(平成22年9月1日から24日に厚生年金基金及び企業年金連合会から記録が不一致であるとして調査依頼を受け付けたものの中から、基金加入状況記録相違事案に該当するものを全件抽出)	平成23年10月

未統合記録(5,095万件)の状況と今後の対応

<平成25年12月時点>

I <解説された記録>	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 2,998万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 2,998万件
	(2) 死亡者に関する記録及び年金受給に結び付かない記録 2,998万件	(2) 死亡者に関する記録 689万件
II <解説作業中又はなお解説を要する記録>	(1) 現在調査中の記録 4万件	(1) 現在調査中の記録 4万件
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 853万件	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 853万件
2,097万件	(3) 持ち主の手がかりがまだ得られていない記録 924万件	(3) 持ち主の手がかりがまだ得られていない記録 924万件
	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録 (注2) 316万件	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録 (注2) 316万件

人数ベース 1,370万人

受給者
被保険者等
702万人
668万人

24年2月
→ 24年6月
・特別便、定期便が未到達の方に対する
送付
・未満の記録についても黄色便を

日本年金機関における紙回帳機関システムを用いた持主換索作業

23年8月
→ 25年1月末

タクシーバス

タクシーバス

タクシーバス

*端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。
(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかつたもの」等
(注2) (4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

總務省年金記録確認筆三者委員会

(平成26年4月現在)

- 職員數
○常勤職員 237人
(50人後滿額)

委員會

- 常勤職員 237人
○非常勤職員 331人

1

- 総務大臣が策定する基本方針（審査基準等）に基づき判断。

年金記録の訂正手続

(厚生労働省)

- 事案の処理が迅速かつ適切に行えるよう、体制を検討し、平成27年度予算等において要求していく予定。

- 厚生労働大臣が策定する基本方針（審査基準等）に基づき判断。

- 今後は、従来と同様の考え方によるところを基本とし、社会保障審議会(分科会)に諮問し策定する予定。

違法未加入年金の疑い

350万人

~400万人?

(田村厚労大臣答弁 H25年10月22日 衆・予算委員会)

約240万事業所?

(法人登記等情報の活用により把握した適用調査対象事業所数について
H26年1月27日 厚労省年金局事業管理課)

厚生年金の適用対策等の状況（平成24年度）

○ 適用調査対象事業所に対する適用対策（加入勧奨・指導等）の結果

- ・適用した事業所数 8, 322 事業所
- ・適用した被保険者数 35, 100人

（参考）適用促進策実施事業所数

- ・外部委託による加入勧奨 207, 365 事業所
 - ・職員による重点的加入指導 23, 361 事業所
- ※上記の他にも、各年金事務所において加入勧奨を実施

○ 適用事業所に対する事業所調査の結果

- ・調査した事業所数 491, 188 事業所
- ・適用した被保険者数 21, 778人

（上記は、事業所調査で適用もれを指摘した8, 144事業所の人数の合計）

180人多い
×4倍

GPIF、投資家指針受け入れへ＝企業価値向上に積極関与

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は21日、機関投資家の行動指針を定めた「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れる方針を固めた。今月下旬に開く運用委員会に諮った上で表明する。株主としての中長期的な利益の拡大を目指し、投資先の企業価値向上などに積極的に関与していく。

GPIFは約130兆円を運用する世界最大級の機関投資家。GPIFの受け入れ表明で、「物言わぬ株主」が多いとされる日本の機関投資家にも影響を与えそうだ。

コードは年金基金や信託銀行などの機関投資家に対して、投資先企業との対話を促し、企業価値の向上や持続的成長に関与していくことを求める行動原則。金融庁が英国を参考に2月に策定し、5月末までの受け入れ表明を求めていた。コードが定める個別の原則に関するGPIFの具体的な対応は、運用委員会で決める見通しだ。

政府の有識者会議は昨年11月にまとめた提言で、GPIFなどの公的年金基金に対し、スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を行うよう要請。GPIFなどはこれを受けて検討を進めてきた。

(2014/05/21-22:56)

◆ご依頼日：5月21日

◆ご依頼内容

スチュワード・シップ・コードについて

1. 海外の公的年金でスチュワード・シップ・コードをやっている例がわかる資料

調査した範囲では、公的年金でスチュワード・シップ・コードを導入している国は、見当たりませんでした。

なお、日本投資環境研究所のレポート（2013年11月）には、ロンドン市場を拠点として公的年金を運用するノルウェー政府が、スチュワード・コードに積極的であるとの記述があります。ただし、それ以上の詳細な情報は確認できませんでした。

「スチュワードシップ・コードに対して積極的な立場をとっているのは、英国、オランダ、ノルウェー、欧州委員会である。オランダでは、財務省内部にコーポレート・ガバナンス・コード監視委員会が設置され、また機関投資家団体 Eumedion が積極的にエンゲージメント活動を行っている。ノルウェーは、政府系ファンドとして知られるノルウェー政府年金基金がロンドン市場を運用の事実上の拠点としていることから、英國財務報告評議会（FRC）が懸念する外国人投資家の一つであるが、このような懸念に対抗するため、保有株式の状況等について透明性の高い情報開示に取組んでいる。

日本投資環境研究所「EU 大陸諸国におけるスチュワードシップ・コードの受け止め・それに対する取り組みの実態に関する調査」pp.2-3（抜粋）

担当：社会労働課 中村邦広（3506-5196）

追加① 海外の公的年金でスチュワードシップ・コードをやっている例がわかる資料

○ 英国スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているアセット・オーナー（資産保有者としての機関投資家）のリストは別紙の通りです。ただし、最終ページの“Public Letters of Support”に記載の10機関投資家の中には、アセット・マネージャー（資産運用者としての機関投資家）が含まれている可能性があります。

現時点では、これら機関投資家全ての属性を確認するには至っておりませんが、別紙のうち、少なくとも以下の機関投資家は、公的年金（公務員年金を含む）ではないかと推察されます。

- AP1
- London Pensions Fund Authority
- Ontario Teachers' Pension Fund
- Parliamentary Contributory Pension Fund
- The London Borough of Ealing Pension Fund
- AP3
- CalPERS

平成26年5月22日
金融庁総務企画局企業開示課

① スチュワードシップ・コードとは何か

- 「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則」。

(参考) 「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 【抜粋】

第 I. 総論

「成長への道筋」に沿った主要施策例

- ・ 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップコード)について検討し、取りまとめる。

第 II. 3 つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

- 1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

○ コーポレートガバナンスの強化

- ・ 企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。

② 5月中に何を決めるのかの説明

- 本年 2 月に公表した「日本版コード」では、コードを受け入れることを自ら選択した機関投資家に対して、「コードを受け入れる旨」(受入れ表明)を自らのウェブサイトで公表することを求めており、その上で、当該公表を行ったウェブサイトのアドレスを金融庁に通知することを求めている。
- 当該通知を受けた金融庁では、その機関投資家のリストを定期的に公表・更新することを予定している。
 - ・ 初回は、5月末までにウェブサイトでの「受入れ表明」の公表と金融庁への通知を行った機関投資家のリストを、金融庁において、6月上旬に公表する予定。

③ G P I F と K K R は入っているかどうか

- 上記リストの公表前に、金融庁への通知の状況についてコメントすることは差し控えたい。

なお、上記のとおり、コードを受け入れることを自ら選択した機関投資家は、金融庁への通知の前提条件として、コードを受け入れる旨を自らのウェブサイトで公表することとなるが、当方で G P I F 及び K K R のウェブサイトを確認したところ、本日（5 月 22 日）時点で、そのような公表は行われていない模様。

平成 26 年 5 月 22 日
金融庁総務企画局企業開示課

英国におけるスチュワードシップ・コード

追加② スチュワードシップ・コードの海外の具体例がわかる資料

英国スチュワードシップ・コードの概要

- 英国スチュワードシップ・コードは、以下の7原則により構成（各原則について、それぞれ詳しいガイドンス（解釈指針）が作成されている）。

〔英國スチュワードシップ・コード（仮訳）〕

1. 機関投資家は、受託者責任をどのように果たすかについての方針を公表するべき
2. 機関投資家は、受託に関連する利益相反の管理について、堅固な方針を策定して公表するべき
3. 機関投資家は、投資先企業をモニタリングすべき
4. 機関投資家は、受託者としての活動を強化するタイミングと方法について、明確なガイドラインを持つべき
5. 機関投資家は、必要に応じて他の投資家と協働すべき
6. 機関投資家は、議決権行使及び議決権行使結果の公表について、明確な方針を持つべき
7. 機関投資家は、受託者としての行動及び議決権行使活動について、委託者に対して定期的に報告すべき

各運用主体の運用資産額全体に占める各資産の資産額と資産構成割合

(単位: 億円)

	年金積立金管理運用独立行政法人GPIF	国家公務員共済組合連合会
運用資産額	1,285,790	100%
非市場運用分	88,735	6.90%
市場運用分		
国内債券	621,298	48.32%
国内株式	221,471	17.22%
外国債券	136,355	10.60%
外国株式	195,219	15.18%
短期資産	22,711	1.77%
	2,101	2.71%

※四捨五入の関係で端数が一致しないことがある
※GPIFは平成25年12月末、国家公務員共済は平成24年度末の値

公的年金を商品先物取引でも運用？

『新たな運用対象

(例えは、

REIT・不動産投資、
インフラ投資、
ベンチャーキャピタル投資、
プライベート・エクイティ投資、
コモディティ投資など)

を追加することを検討すべきである。』

出典：平成25年11月「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」報告書より抜粋